

フローティングドック規則

フローティングドック規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 規則 第 82 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

2010年10月15日 規則第82号
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2章 船級検査

2.4 検査の準備等

2.4.1 検査の準備等

-6.として次の1項を加える。

-6. 艦装品、機器、部品等の交換

船舶に搭載された艦装品、機器、部品等を交換する場合には、当該艦装品等が建造時に
おいて適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する
場合又は特に必要と認める場合について、交換時に有効な要件に適合したものと交換す
ることを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであ
ってはならない。

附 則

1. この規則は、2010年10月15日から施行する。